

第十二号の四の三様式(第三条の七関係)  
 懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の道府県民税  
 利子割特別徴収税額計算書

種類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益																						
	区分		支払額						税額														
課税	13	懸賞金付預貯金等	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	21	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	14	定期積金	12											22									
	15	掛金	13											23									
	16	抵当証券	14											24									
	17	貴金属等売買	15											25									
	18	外貨建預貯金等	16											26									
	19	一時払保険等	17											27									
非課税	非居住者	18																					
	その他	19																					
計		20											28										
摘要																							

備考

- 1 この計算書は、「種類」の欄の種類異なるごとに各別に作成し、提出すること。
- 2 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。
  - (1) 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
  - (2) 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
  - (3) 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子